

デジタルで変わる、これからの税務行政と未来への展望  
～令和7年度を振り返り、新たなステージへ～



芝税務署長  
上原 貢 様

俳優/ラジオパーソナリティ  
佐藤 なおみ さん

東京都港都税事務所長  
星野 義孝 様

●司会(芝法人会)：はじめに、昨年10月に発生した令和7年台風により、八丈島や青ヶ島をはじめ東京都内で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全とご健康、そして一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、芝法人会も3月末で決算を迎え、まもなく新年度となります。今回は、2025年度を振り返りつつ、来年度(2026年度)に向けた国税・都税の展望についてお話を伺いたいと思います。

まず、今年度(2025年度)を振り返りますと、「令和7年度税制改正」では、所得税の基礎控除の見直しなどが話題となりました。

●上原貢芝税務署長(以下、上原署長)：そうですね。令和7年度の税制改正により、「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し、「扶養親族等の所得要件」の改正、「特定親族特別控除」の創設が行われました。また、令和7年11月19日に所得税法施行令の一部改正が行われ、マイカーなど

芝税務署長 上原 貢

昭和63年4月 東京国税局 総務部 採用  
国税庁課税部法人課税課課長補佐、船橋税務署副署長、成田税務署長、仙台国税局課税第二部次長、東京国税局調査第二部次長を経て、2025年7月、芝税務署長に就任。

- ★趣味：ウォーキング
- ★朝のルーティン：カフェでモーニングを食べること



の交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。このため、改正前に、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。昨年の年末調整において迅速にご対応いただいた源泉徴収義務者の方におかれましては、多大なるご協力を賜り、感謝申し上げます。

●司会：芝法人会主催の税務研修会で「年末調整」について、芝税務署の現職の方を講師としてお招きしご説明いただきました。年末調整については、年末調整の電子化(給与所得者(従業員の方)が会社に提出する書類など)がますます便利になり、源泉事務を担当されている方の手間が減る、という印象を受けています。

●上原署長：ありがとうございます。国税庁では、普段は税になじみのない方でも、日常使い慣れたデジタルツール(スマートフォン、タブレット、パソコンなど)から簡単・便利に手続を行うことができる環境構築を目指すなど、これまで以上に“納税者目線”を大切に、各種施策を講じています。

昨年の年末調整もそうですが、タイムリーなところだと、『書かない確定申告』の実現に向けた自動入力項目の拡大等の申告や申請等手続の簡便化、検索や相談のデジタルを活用した高度化等に取り組んでいます。



俳優/ラジオパーソナリティ 佐藤 なおみ

映画・ドラマ・TVCM・ラジオ等を中心に活動  
芝法人会スペシャルサポーター 2018年8月～  
芝税務署広報大使 2018年10月～  
愛知県法人会連合会広報大使 2020年10月～  
2020年11月「東京国税局長 感謝状」受彰  
2024年11月「東京国税局長表彰」受彰



●佐藤なおみさん(以下、佐藤さん)：私も実際にe-Taxを使って、確定申告と納税を行いました。私が出演させていただいている国税庁の「確定申告 e-Tax推進動画」でもPRしていますが、使うたびにどんどん便利になっていると実感します。何より、税務署へ行かなくても、「いつでも・どこでも」簡単にできるのが本当に助かりますよね。

●上原署長：佐藤さんにそう言ってもらえると心強いです。国税庁ではキャッシュレス納付の利用促進に取り組んでいます。キャッシュレス納付とは、国税の納付について、金融機関や税務署の窓口に行かずに納付するもので、銀行口座からの引き落としやインターネットバンキングを利用するなどの方法があります。

●佐藤さん：24時間いつでも、自宅やオフィスから納付できるのは大きなメリットですね。

●上原署長：おっしゃる通りです。法人会の皆様、佐藤なおみさんには、税務広報、租税教育等にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。私どもといたしましても、法人会の活動にできる限りご協力させていただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお祈りいたします。

◀ 佐藤さん出演、国税庁YouTube動画「らくちん♪『書かない確定申告』!」 ▶

国税庁ホームページ ▶  
使ってみると便利です!キャッシュレス納付!





●**司会**：国税でのデジタル化についてお話を伺いましたが、地方税についてはいかがでしょうか。ここからは、東京都港都税務所の星野義孝所長（以下、星野所長）にお伺いします。

●**星野所長**：はい、地方税においてもデジタル化は着実に進んでいます。例えば、東京都の法人事業税・都民税の電子申告利用率は、平成27年度の約51.9%から、令和6年度には88.4%へと、この10年間で飛躍的に伸びました。特にここ港区内では9割を超えており、皆様の積極的なご協力に深く感謝いたしております。一方で、事業所税や固定資産税（償却資産）などは、まだ電子申告の利用率に伸びしろがあります。佐藤なおみさんをはじめ、皆様のお力をお借りしながら、さらに広報に力を入れたいと考えています。

都税のキャッシュレス納税利用率は5割程度（令和6年度）と、まだ浸透しきれていないのが現状です。スマホ決済アプリなどで手軽に納税できることをもっと多くの方に知っていただき、選択肢を広げていきたいですね。

●**佐藤さん**：手続きの電子化が進んで、キャッシュレス納付も当たり前になってくると、私たち国民にとっても「時短」になりますし、計算ミスも減らせますよね。税務行政のDX（デジタルトランスフォーメーション）が進むことは、私たちにとって嬉しいことばかりです。

●**星野所長**：東京都主税局では、令和7年2月に「主税局ビジョン2030～これまでの成果と今後の展望～」を取りまとめました。AIなどの先端技術を活用し、都民・事業者の皆様、そして職員も含めた誰もが、DXによって生まれた「手取り時間」を有効に活用できるよう、ビジョンに掲げる取組を着実に実現していきます。また、最近では電子申請システム「LoGoフォーム」の運用も始まり、一部の証明申請などがスマホやパソコンから可能になりました。今後も来所不要の手続きを拡大していきますので、ご期待ください。

●**佐藤さん**：新しい機能がどんどん追加されて、オンラインで完結できることが増えていくのは楽しみです。「手取り時間」が増えるというのは、素敵なビジョンだと思います。

ところで、納税や申告以外にも、便利になっている機能があるそうですね。

●**上原署長**：はい。納税証明書をオンラインで請求し、オンラインまたは書面で受け取ることができます。現在では、スマートフォンやタブレット端末からも、請求から電子交付データのダウンロード・受け取りまで行うことが可能です（本人請求の場合）。

窓口に行く必要がなく、自宅やオフィスなどから24時間いつでも請求データを作成・送信できます。

◆書面で受け取る場合は、事前にe-Taxで請求書を送信しておけば、税務署窓口での待ち時間が大幅に短縮されます。

◆電子データ（PDF）で受け取る場合は、請求から受け取りまで非対面で完結し、郵送の時間を待つ必要がありません。何度でも印刷・利用可能で、手数料が節約でき、提出先が電子データの受け入れに対応していれば、ダウンロードしたデータをそのまま活用できます。

●**佐藤さん**：納税証明書って、急に必要になることがあるので、その場ですぐデータで受け取れるのはすごく便利ですね。

本日は貴重なお話をありがとうございました。ご一緒できる時間は残りわずかですが、少しでも多くの方にこうした便利な情報を届けられるよう、活動を続けていきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

●**司会**：国税・都税ともに、デジタル化によって私たちの利便性が大きく向上していることがよく分かりました。本日は、上原署長、星野所長、そして佐藤なおみさんにお話を伺いました。お忙しい中ありがとうございました。



◀ 国税庁ホームページ  
電子納税証明書（PDF）が  
スマホで請求＆受取できる！

2026年1月撮影（於：芝法人会館）



▲ 東京都主税局  
キャッシュレス納税



▲ eTAX  
ホームページ

**東京都港都税務所長 星野 義孝**

平成5年4月 東京都庁 入都  
東京都立川都税事務所事業税課、東京都港都税務所  
固定資産税課、主税局資産税部固定資産税課等を経て、  
2025年4月、東京都港都税務所所長に就任  
★ 趣味：ランニング  
★ 朝のルーティン：お弁当作り

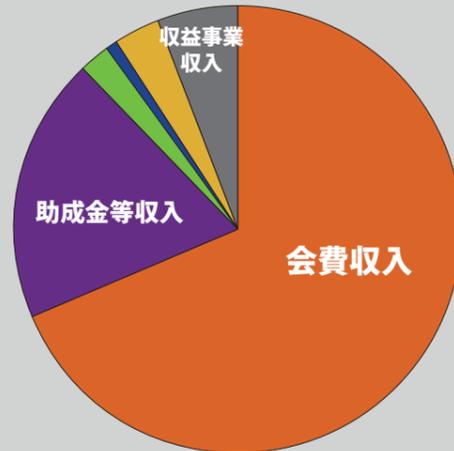


(令和7年度)  
2025年度

# 収支報告・事業実績 (予測・概算数値)

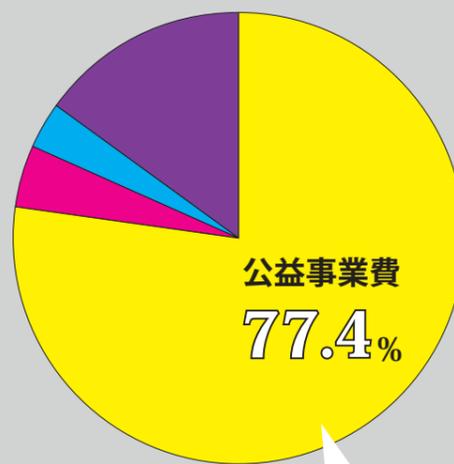
## 経常収益 内訳 (118,600 千円)

会費収入	81,500千円	68.7%
全・東法連 助成金 等 収入	22,900千円	19.3%
公益事業における寄附金収入 (一般・特定)	2,600千円	2.2%
公益事業における事業収入 (税務研修会 参加費収入)	1,100千円	0.9%
共益事業における事業収入 (会員交流事業等 参加費収入)	3,800千円	3.2%
収益事業における事業収入	6,700千円	5.7%
収入(収益)計……①	118,600千円	100.0%



## 経常費用 内訳 (117,250 千円)

公益事業費	90,689千円	77.4%
共益事業費	5,289千円	4.5%
収益事業費	3,752千円	3.2%
法人会計(管理費)	17,520千円	14.9%
支出(費用)計……②	117,250千円	100.0%



会員の皆様からお預かりした年会費は  
上図の円グラフのとおり  
**約80%が公益事業**として  
充当されます。

### 収支報告

① 経常収益計	118,600 千円
② 経常費用計	117,250 千円
③ 当期経常増減額	1,350 千円 (①-②)

※上記の数値は、2026年1月27日時点での予測数値(概算数値)です。  
※2026年6月17日開催予定「第15回 通常総会 議案書」にて、確定の数値が掲載されます。

## 芝法人会からご報告

2025年11月に、齋藤 明人 芝法人会副会長が「東京国税局長表彰」を受賞されました。お祝い申し上げます。

この度は、東京国税局長表彰という栄えある賞を賜り、身の引き締まる思いでございます。  
このような素晴らしい栄誉を授かりましたのは、ひとえに会員の皆様方の温かいご支援とご協力が  
あったからこそと、心より感謝申し上げます。この喜びを糧に、今後も本会のさらなる発展と充実に向  
け、誠心誠意努めてまいります所存です。変わらぬご支援のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。



公益社団法人芝法人会 副会長(業務執行理事) 齋藤 明人

光和商事株式会社/代表取締役社長  
芝優申会(優良申告法人) 幹事

## 東京国税局協力「書かない確定申告!」他 確定申告期広報動画制作

芝法人会は、2021年より、東京国税局協力のもと、弊社スペシャルサポーターの佐藤なおみさん  
を起用した確定申告期広報動画を制作しています。

本年度は、『確定申告はマイナポータル連携で』『マイナンバーカードとスマホで確定申告』  
『申告はe-Taxで・納付はキャッシュレスで』『らくちん♪書かない確定申告!』の4種類を制作し、  
2026年1月上旬から「国税庁動画チャンネル」(YouTube)に掲載され、東京国税局管内を中心と  
する各地の大型ビジョンやデジタルサイネージなどで放映されています。

令和7年分の確定申告も“さらに便利になった”確定申告を周知することを目的  
としています。

国税庁動画チャンネル(YouTube) ▶



## メールアドレスのご登録をお願いいたします。

デジタル化推進の第一歩として、下記 URL・二次元コードより会員皆様、全員のメールアドレスの登録をお願いしております。  
何卒ご協力をお願い申し上げます。 <https://forms.gle/jp62kw9mB2L7oNea7>

取得したメールアドレスの取り扱いについて

- ・今回取得したメールアドレスは、事業に関連するもの以外の目的で利用することはありません。
- ・会員の皆様など多数にメール配信する場合には、メーリングリストあるいは BCC メール等、  
送り先のメールアドレスが特定できないようにいたします。

※ご注意事項

- ・ドメイン (shibahoujinkai.or.jp) の受信設定をお願いいたします。
- ・芝法人会ホームページ「オンラインメンバー」とは異なりますのでご注意ください。



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出  
などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告  
納税システム

# e-Tax

電子申告で  
効率UP!

## 納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出  
をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又  
は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び  
復興特別所得税の申告をすると  
こんなメリットが!

添付書類の  
提出省略

還付が  
スピーディー

法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。



イータックス 🔍 検索



# 2025年度 公益事業報告 3つの柱

芝法人会では、2012年に公益社団法人としての認定を受けて以来  
公益のための事業に注力し運営を続けています

## 1 税務研修会

芝法人会の税務研修会では、正しい税知識を身につけることを目的に、芝税務署担当官や、税理士(国税 OB)による研修会を開催しています。

2025年度は、会場・リモート開催含め、22回開催し、のべ約800名の方にご参加いただきました(2月10日時点)。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

来年度も、受講された皆様方のアンケート結果をもとに、タイムリーな内容や、地域社会の求める情報をわかりやすく解説する研修会を、必要・適切な時期に開催いたします。

研修会の詳細・最新情報およびお申込みは、芝法人会 HP「研修・事業のご案内」をご覧ください。

研修会一覧▶



### 芝法人会 税務研修会 「企業規模区分表」

I 資本金による企業規模区分	II 従業員数による企業規模区分	I×IIで カスタマイズ化した 企画を検討
<b>A</b> 資本金 1千万円未満 <b>B</b> 資本金 1千万円以上 3千万円未満 <b>C</b> 資本金 3千万円以上 1億円以下 <b>D</b> 資本金 1億円超 10億円未満 <b>E</b> 上場企業及び関係会社ならびに資本金 10億円以上	<b>①</b> 従業員数 10名未満 <b>②</b> 従業員数 10名以上 50名未満 <b>③</b> 従業員数 50名以上 200名未満 <b>④</b> 従業員数 200名以上 <b>⑤</b> その他(海外進出企業等)	

開催予定は下の表のとおりです。(2026年2月10日現在)  
HPの【オンラインメンバー】(※)にご登録いただくと、最新情報がメールで届きますので、この機会に是非ご登録ください。

※オンラインメンバーは、芝法人会会員・非会員関係なく、無料でご登録いただけます。(二次元コード▶)  
オンラインメンバー登録をご利用いただくことで、研修会等に簡単にお申し込みができ、マイページから申し込み状況の確認・キャンセル(期限内)もできます。



### 2026年 3月～5月の研修会予定

研修会日程: 2026/2/10現在

日程	研修会内容	講師	参加費 会員	参加費 非会員(一般)
3月18日(水)	公益法人向け 税務研修会	芝税務署 担当官	¥1,000	¥4,000
3月25日(水)	決算法人説明会	芝税務署 担当官	¥1,000	¥4,000
3月26日(木)	局調査部所管セミナー	東京国税局 担当官/税理士(国税 OB)	¥2,000	¥6,000
3月27日(金)	決算法人説明会	芝税務署 担当官	¥1,000	¥4,000
5月下旬	源泉所得税	芝税務署 担当官	¥1,000	¥4,000
5月下旬	印紙税	芝税務署 担当官	¥1,000	¥4,000
5月下旬	新設法人説明会	芝税務署 担当官	¥0	¥0

## 年末調整説明会

芝法人会の「年末調整説明会」の特徴は、企業規模別に対象を2種類に分け、芝税務署担当官と国税OB(税理士)をそれぞれ講師としてお迎えし、開催しているところが挙げられます。今年度は、〔実務経験が少ない方向け〕と〔実務経験者向け〕で、さらに対象を細分化し開催いたしました。どちらも大変好評な税務研修会となっており、企業規模や対象が異なりますが、両方とも参加する方もいらっしゃいました。

また、対象等につきましては、参加者の皆様からのアンケートをもとに、毎年試行錯誤しながら開催しておりますので、ご要望等ございましたら、芝法人会ホームページの問合せメールよりご連絡いただけますと幸いです。

★ 芝税務署担当官の研修会 ▶ 主に、年末調整の実務手順や主要な注意点等を中心

★ 国税OB(税理士)の研修会 ▶ 税務署等での勤務経験を踏まえ、調査で気をつけるべき点などより深掘りした内容の話

### 研修会に参加された方のアンケート (一部抜粋)

\* 上場企業及び関連会社ならびに資本金 1億円以上・従業員数 200名以上・その他(海外進出企業等)の企業 対象  
国税 OB(税理士)による  
「年末調整の“事例に学ぶ”調査での留意点 および 税制改正のポイント」

【講師】 税理士(税理士法人タックス・マスター) 清水 一郎氏/平山 法幸氏  
【日程】 2025年 11月 6日(木)、14日(金)、21日(金) 於: 芝法人会館およびリモート  
【参加費】 芝法人会会員 5,000円/非会員 12,000円(有料冊子代含む) 【参加人数】 62社・64名

今年の改正事項だけでなく、年末調整全般について細かな解説をいただき非常に密度の濃い研修会でした。年末調整業務を担当して3年目になりますが、いまだに知らなかったことがあり、はっとしました。(特に同居の定義の障害者控除の区分の定義など)ご担当の平山先生は税務監査員としてのご経験が長かったとのことで、監査で引っかけやすいポイントも随所でお話しいただき大変勉強になりました。(教育・学習支援業/E④)

とても有意義な時間となりました。ありがとうございました。ただ順に進めていくだけでは無く、先生の体験なども交えながらお話しくださったことで、事例などがスムーズに頭に入ってきました。(その他/D④)

\* 資本金 1億円以下・従業員数 200名未満の企業 対象  
実務経験者向け「年末調整説明会」

【講師】 芝税務署 法人課税第3部門 上席国税調査官 古屋 恒希氏  
【日程】 2025年 11月 17日(月)、18日(火)、19日(水) 於: 芝法人会館およびリモート  
【参加費】 芝法人会会員 1,000円/非会員 4,000円 【参加人数】 204社・235名



問題ないとしてスルーしてしまいそうな箇所において適正に記載を要するポイントなどゆっくり丁寧に説明していただき満足しています。(コンサルティング・土業/B②)

例年あった給与支払報告書についての説明が省かれた関係で、より細かいところとか参考になるようなお話を聞けた気がよかったです。またハイブリット開催だったこともあり、リモートで出た質問についての内容も伺えてよかったです。(その他/D③)

## ② 租税教育企画

港区、東京諸島の小学生に向けた「租税教室」「芝税務署内見学」「税に関する絵はがきコンクール」の開催や、「税」って何だっけ? を合言葉に、「税と社会の仕組みを知る」ことを目的とした「中学生以上の学生」「社会人」等向けの情報番組を、YouTube等を媒体として発信する。

芝法人会の租税教育企画は、「税」について考えてみることで、社会の未来や自分の将来を考えることでもあることに気づいてもらえる事業内容を企画しております。さらに、団体の枠を超え、芝間税会・芝納税貯蓄組合連合会と連携しながら租税教育を進めており「税」について「知り、学び、考える」ための年別別

カリキュラムを用意しています。少しでも多くの方に、「税」について触れてもらえるような機会を設定していきます。  
なお本事業はすべて、賛同して下さる芝法人会会員ならびに、会員以外の法人及び団体、個人の皆様よりいただきましたご寄附により、運営しております。

### 寄附金 申込一覧 (敬称略) ※ 2月10日時点

申込金額  
1,406千円

- ◆ アート印刷(株)
- ◆ (株)AIWIL
- ◆ (株)青沼工務店
- ◆ (株)アガネ
- ◆ 旭紙業(株)
- ◆ (株)エヌゼットケイ
- ◆ (株)槐庵
- ◆ 奥村 琢磨
- ◆ 木下海運(株)
- ◆ (株)木下組回漕店
- ◆ (株)木村商店
- ◆ (株)キョトマック
- ◆ 共栄物産(株)
- ◆ (株)合田工務店東京本店
- ◆ 光和商事(株)
- ◆ 小原 清志
- ◆ (宗)金地院
- ◆ 佐藤 文康
- ◆ (株)カルテ
- ◆ 三貢機械(株)
- ◆ (株)三立エス
- ◆ 清水特殊鋼(株)
- ◆ 情報通信エスアイ(株)
- ◆ 情報通信システムエンジニアリング(株)
- ◆ 新興運輸倉庫(株)
- ◆ (株)精美堂
- ◆ (株)第一製版
- ◆ (株)タシコム
- ◆ 田村運送(株)
- ◆ 東海エンジニア(株)
- ◆ (学)東京聖徳学園
- ◆ 東京通信電設(株)
- ◆ 東京発送(株)
- ◆ 東京ビルズ(株)
- ◆ (株)虎ノ門実業会館
- ◆ 中村辰博税理士事務所
- ◆ 日塩(株)
- ◆ 日本フーバー工業(株)
- ◆ 日本磨粉工業(株)
- ◆ (株)ニューサービスシステム
- ◆ (株)バカザバッカ
- ◆ 林バ イレター(株)
- ◆ 松川 和人
- ◆ 松坂運輸倉庫(有)
- ◆ みなとアドバイザーズ(株)
- ◆ (株)ニトメディア
- ◆ 宮部 国輝
- ◆ 山内電気(株)
- ◆ (有)山田屋
- ◆ (株)ヤマパス
- ◆ 吉見商事(株)
- ◆ 理研機器(株)
- ◆ 渡部高久税理士事務所

## 租税教室

芝法人会の租税教室は、小学生児童にとって「身近な税」が、「なぜ必要なのか」「どんなことに使われているのか」をテーマに、わかりやすい内容と表現を心がけて実施しています。租税教室の講師は、青年部会(=港区内 30~40歳代の法人経営者)で構成されており、全員が講師研修受講者です。自らが地元小・中学校の卒業生であったり、現在お子さんが港区内の学校に通っている人もいます。

2025年度 実施回数

17校・30コマ

参加児童数

1,234名



みんなにとって身近な場所=小学校にも税金が使われています



1億円の重さ(約10kg)を実際に持ってみよう!



同じ東京都港区である「麻布法人会」と合同で租税教室を実施。45分の租税教室を行ったあと、班ごとに分かれ人生ゲームをしながら「納める税」や「税の使い道」について話し合い、授業の最後には、各班ごとに話し合いの結果を発表してもらいました。

## 税に関する絵はがきコンクール

2010年度より開催している「税に関する絵はがきコンクール(国税庁後援)」。本事業は、絵はがきを描くことを通じて、税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかを知っていただき、関心を深めていただくために毎年実施しています。本年度も、芝税務署管内の公立小学校3年生~6年生を対象に開催し、21校・499作品ご応募いただきました。どれも素晴らしい作品ばかりでした。応募してくださったみなさん、ありがとうございました。また、ご協力いただきました学校関係者の皆様、保護者の皆様、誠にありがとうございました。子どもたちが楽しく税について考え学ぶ、大切な機会の一つでありますので、今後もより充実・推進してまいります。

芝税務署長賞  
港区 5年 〇〇〇 さん



東京都港都税務所長賞  
大島町 6年 〇〇〇 さん



港区長賞  
港区立小中一貫教育校 6年 〇〇〇 さん



港区教育委員会賞  
港区 4年 〇〇〇 さん



2025年9月中旬  
「絵はがきコンクール」審査会  
芝税務署・東京都港都税務所・港区役所の幹部の皆様、芝法人会公益事業委員会・女性部会の役員が審査しました。



- 優秀作品受賞者:
- 「芝納税貯蓄組合連合会会長賞」八丈町立三根小学校 6年 〇〇〇 さん
  - 「東京税理士会芝支部支部長賞」新島村立新島小学校 6年 〇〇〇 さん
  - 「公益社団法人芝法人会会長賞」港区立小中一貫教育校御成門学園御成門小学校 5年 〇〇〇 さん
  - 「芝酒類商連合会会長賞」港区立赤羽小学校 3年 〇〇〇 さん
  - 「一般社団法人芝青色申告会会長賞」大島町立さくら小学校 6年 〇〇〇 さん
  - 「芝間税会会長賞」式根島学園式根島小学校 6年 〇〇〇 さん
  - 「芝優申会会長賞」港区立小中一貫教育校白金の丘学園白金の丘小学校 6年 〇〇〇 さん
  - 「公益事業委員長賞」港区立高輪台小学校 5年 〇〇〇 さん
  - 「女性部会長賞」港区立港南小学校 6年 〇〇〇 さん
  - 「公益社団法人芝法人会会長賞 入選」  
港区立高輪台小学校 5年 〇〇〇 さん / 神津島村立神津小学校 6年 〇〇〇 さん  
港区立小中一貫教育校お台場学園港陽小学校 3年 〇〇〇 さん

### 「税についての優秀作品集」の制作

税についての絵はがき(芝法人会主催)・作文(芝納税貯蓄組合連合会主催)・標語(芝間税会主催)の優秀作品集を制作し、芝税務署管内の公立小中学校(2025年度は、47校・8,204部)に配付しています。

2021年度、コロナ禍により表彰式が開催できず、せめてもの代わりに制作したこの優秀作品集ですが、大変好評だったため、2022年度以降も引き続き制作しています。

作品集には絵はがきだけでなく、作文や標語の優秀作品、「感動ボイス」(審査する上での一言コメント)なども掲載していますので、ぜひご覧ください。



# 優秀作品受賞者対象表彰式

11月13日(木)に、税についての絵はがき・作文・標語の優秀作品受賞者をお招きし、東京グランドホテルにて表彰式を行いました。受賞者のみなさんは、芝税務署長や東京都港都税事務所長、港区長などから直接賞状等を受け取り、さらに、全員で集合写真も撮影しました。また、当日会場での参加が難しい児童・生徒さんのため、リモートでも繋ぎ、当日は大島町立の小学生がリモートから参加してくれました。なお、この事業につきましても、皆様からお寄せいただいた寄附金によって運営しております。



## ③ 税務広報企画

「税制改正」「税を考える週間」「確定申告」等に関する税務情報を、管内のJR主要駅にて行う街頭税務広報活動や、弊社公式「X」「インスタ」などのSNS・弊社HP・メルマガ等を活用した税務広報活動(情報発信)を展開する。

2025年度、芝法人会は「2回」街頭での税務広報活動を行いました。芝法人会は公益社団法人として、芝税務署・東京都港都税事務所・港区・他関係民間団体との連携を深めながら、これからも、幅広く、多くの方々に「税」について興味・関心をもってもらえるような企画を考え、税務広報をまいります。

毎年芝法人会では、オリジナルグッズを製作し、税務広報や租税教室のお土産として配布しております。2025年度は「ポケットティッシュ」を製作いたしました。これらの活動等につきましても、皆様からお寄せいただいた寄附金が充てられております。

### 寄附金 申込一覧

(敬称略)  
※ 2月10日時点

申込金額  
1,186千円

- ◆ (株)アガ
- ◆ 清水特殊鋼(株)
- ◆ 中村辰博税理士事務所
- ◆ 旭紙業(株)
- ◆ 情報通信IAI(株)
- ◆ 日塩(株)
- ◆ (株)アド・セント
- ◆ 情報通信システムエンジニアリング(株)
- ◆ 日本ルーバ-工業(株)
- ◆ (株)エイ・ケイ・ピー
- ◆ (株)スキハラスサービスクリエツ
- ◆ 日本磨料工業(株)
- ◆ (株)エヌゼットケイ
- ◆ (株)精美堂
- ◆ (株)ユーザーシステム
- ◆ オフィックス(株)
- ◆ (株)第一製版
- ◆ 馬場商工(株)
- ◆ (株)木村商店
- ◆ 大東京信用組合
- ◆ 林バブレーター(株)
- ◆ (株)合田工務店東京本店
- ◆ 大東京不動産(株)
- ◆ 松川 和人
- ◆ 光和商事(株)
- ◆ (株)タシコム
- ◆ 松坂運輸倉庫(有)
- ◆ 小原 清志
- ◆ 田村運送(株)
- ◆ (株)ミナ・メディア
- ◆ (株)サルテ
- ◆ 東海エンジニア(株)
- ◆ 宮部 国輝
- ◆ 三貢機械(株)
- ◆ 東京通信電設(株)
- ◆ (株)ヤマダ
- ◆ (株)三立エース
- ◆ 東京発送(株)
- ◆ 吉見商事(株)
- ◆ (株)ジエイビー-ホンダ・エー・エックス
- ◆ 東京ビル(株)
- ◆ 理研機器(株)
- ◆ 芝法人会フィッシング倶楽部
- ◆ (株)虎ノ門実業会館
- ◆ 渡部高久税理士事務所

# 街頭税務広報活動

## みなと区民まつり(増上寺・芝公園)

配付部数 関係民間七団体 1,000部 / 青年・女性部会 2,000部

2025年10月11日(土)、12日(日)に開催された「第44回 みなと区民まつり」にて、税務広報を行いました。芝税務署関係民間七団体のブースでは、上原芝税務署長をはじめとした芝税務署幹部の皆様、星野港都税事務所長をはじめとした東京都港都税事務所幹部の皆様、芝税務署歴代署長の皆様、関係民間団体の役員の皆様にもご参加いただき、キャッシュレス納付等のチラシを約1,000部配布しました。1日目はあいにくの雨でしたが、2日目は晴天で、予定していた部数を無事に配り終えることができました。また、ブース内では来場者に1億円のレプリカを持ってもらい、「1億円の重さ」を体験してもらいました。子どもたちもそうですが、大人の皆さんも、楽しそうに持ちあげたり、歩いてみたりと、大変興味を持ってくださいました。

また、青年部会・女性部会ブースでは、小学生以下のお子さんを対象とした税金クイズ等を実施しました。約2,000名の子どもたちおよび保護者の方が参加していただき、法人会キャラクターのけんたグッズや、「うんこ税金ドリル」(財務省主税局)などの広報物もお渡ししました。



## 駅前街頭税務広報(新橋駅・田町駅)

国税庁では、国民の皆様へ租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っています。特に、毎年11月11日から11月17日までの1週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報活動を行うとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

芝法人会では、税のことを考える「きっかけ」をつくるべく、佐藤なおみさんや大城光さん、芝法人会公益事業委員会役員のみなさんとともに、各地で駅前税務広報を行い、新橋駅での様子は、報知新聞に写真とともに掲載されました。

上原芝税務署長、星野都税事務所長、関係団体の幹部の皆様にもご参加いただき、約600部を配布しました。お忙しい中でも受け取ってくださった皆様、ありがとうございました。

### 配付場所・配付部数

11/12(水) 新橋駅	150部
11/26(水) 田町駅(三田口)	200部
12/5(金) 田町駅(三田口)	100部
3/6(金) 田町駅(三田口)	150部



芝納税貯蓄組合連合会は、芝法人会と共催して、毎年税務広報活動を行っております。11月は「税を考える週間」として、e-TaxおよびeLTAXの普及、年末調整事務の最新情報を、2月は「確定申告期」でありますので、キャッシュレス納付などのチラシを封入しています。私どもは、芝税務署の関係民間団体として「最新の税情報」をいち早く皆様にお伝えできるよう、これからも広報活動を続けてまいります。芝法人会の会員の皆様におかれましては、これからもご協力のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

芝納税貯蓄組合連合会 会長 丸 哲夫 氏 (有限会社末げん/代表取締役)

従業員の退職金準備は

とく たい きょう

# 特退共

## 特定退職金共済制度



### 特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

### 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
 ○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
 ○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問合せは

**TTK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
 TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>



企C-2025-0007(2025年7月29日)P6965

### 4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

- ・対象：令和8年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者
- ・内容：所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
- ・期間：4月1日(水)から6月30日(火)まで(土・日・休日を除く)
- ・時間：8時30分から17時まで
- ・場所：土地・家屋が所在する区にある都税事務所



納税通知書は6月1日(月)に発送予定です。詳細は、東京都主税局HPをご覧ください。下記へお問い合わせください。

お問合せ先 ●【港区にある物件について】 港都税事務所 ▶TEL.03-5549-3800(代表)

### 自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に登録されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続が必要です。管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所でお済ませください。

\*令和8年3月末日までに手続をお済ませください。

お問合せ先 東京都自動車税コールセンター ▶TEL.03-3525-4066

### 災害等により甚大な被害を受けた方に対して都税を減免する制度があります

災害等により甚大な被害を受けた方に対して、一度課税された税金のうち、納期限前のもを被災の程度等によって減免(軽減または免除)する制度があります(納税を猶予する制度もあります)。対象は、固定資産税・都市計画税(23区内)、不動産取得税、個人事業税などです。原則として、納期限(不動産取得税を除く。)までに、納税者ご本人からの申請が必要です。被災の事実を証明する書類を添えて、都税事務所へ申請してください。

お問合せ先 港都税事務所 ▶TEL.03-5549-3800(代表)

### 「MINATO 再エネ100 電力利用事業者認定」制度のご案内

港区は、「2050年までに区内の温室効果ガスの排出実質ゼロ」となる「2050年ゼロカーボンシティ」の達成に向けた取組として、区内で使用される電力の再生可能エネルギー割合100%を目指す再エネ普及促進プロジェクト「MINATO 再エネ100」を掲げ、区内事業者、区民の再生可能エネルギー由来の電力への切替えを推進しています。今回は、区内の事業所で再エネ100%電力を導入されている事業者様向けの認定制度をご案内いたします。

#### ○取組の内容

再エネ電力を導入した区内事業者を「MINATO 再エネ100 電力利用事業者」として認定し、認定証を交付するとともに、区ホームページで当該事業者の情報を公表するなどして広く周知します。

#### ○主な認定要件

区内に事業所を有する事業者(個人事業主を含む)で、事業所で使用する電力の再生エネ率が100%であること又は再エネ証書等の調達により実質的に再生エネ利用率が100%であること。

#### ○認定事業者へのインセンティブ

・港区が実施する入札案件(「特別簡易型総合評価方式(※)」による工事請負、業務委託に係る入札)において、評価項目のうち「環境配慮点」が加点されます。

・港区が区のホームページにおいて、認定事業者(事業者名、事業所名、事業所所在地)を公開し、PRします。

・認定証を事業所、ホームページ等に掲示、掲載いただくことで環境に配慮した取組を行っていることをPRいただけます。

※入札価格、業務履行評価等を総合的に評価して落札者を決定する方式

詳細は、港区ホームページをご覧ください。



認定証イメージ

お問合せ先 環境リサイクル支援部環境課地球温暖化対策担当 ▶TEL.03-3578-2472



# 色々あるから 総合から 保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。まさに色々です。だからこそ安心も色々必要です。重責を担う経営者を守る、幅広い保障をぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度  
**企業保障プラン + 一時金型  
総合型V Mタイプ**

*Premium*

(大同生命の定期保険+ AIG損保のベーシック傷害保険)

(大同生命の無配当入院一時金保険)

◎大同生命の商品の正式名称は次のとおりです。

**総合型V：**  
大同生命の無配当満期定期保険(無解約払戻金型) または 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

**Mタイプ：**  
大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

◎この資料は2023年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。

◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

東京支社/  
東京都中央区日本橋小網町17-10  
(日本橋小網町スクエアビル9F)  
TEL 03-3667-8121

**AIG** AIG損害保険株式会社

東京第一プロチャネル営業部/  
東京都港区麻布台1-3-1  
(麻布台ヒルズ 森JPタワー52F)  
TEL03-5401-3650

F-2023-0011(2023年5月19日) 23-073014 2023-05

## 消費税の期限内納付を忘れずに。

消費税には  
申告・納付期限  
があります。

申告・納付には  
e-Taxが利用  
できます。

個人事業者の方  
は振替納税も  
利用できます。

確定申告書等作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※1)</sup>。
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※2)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。
- ◆ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例<sup>(※3)</sup>があります。

### 期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※5)</sup>

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。